

# 平成30年度 第1回 久留米市総合教育会議

平成30年7月10日  
15:00～16:30  
久留米市庁舎401会議室

## 次 第

- 1 開会
- 2 市長挨拶
- 3 自己紹介（緒方委員）
- 4 議題
  - 議題1 小学校小規模化対応方針について
  - 議題2 平成30年度教育費予算について（意見交換）
  - 議題3 次期教育に関する大綱及び教育改革プラン後継次期計画について
- 5 その他
- 6 閉会

# 平成30年度 第1回 久留米市総合教育会議

## 議題1 久留米市立小学校小規模化対応方針(案)について

※ 久留米市立小学校の小規模化の課題に関する対応方針について、市長と教育委員が協議調整を行う。

- 1 市立小学校における児童数の状況
- 2 小規模化に伴う教育課題と児童への影響の例
- 3 久留米市立小中学校通学区域審議会からの答申
- 4 小規模特認校制度の運用の状況
- 5 「久留米市立小学校小規模化対応方針」(案)について
- 6 小学校統合の進め方について



## 久留米市立小学校小規模化対応方針（案）について

少子化が進行し、全国的に児童数が減少している中で、本市の市立小学校においても減少しており、中長期的には、今後もその傾向が続くものと推計される。

市教育委員会では、子どもの「生きる力」を育む学校教育を保障する観点から、将来にわたり、次代を担う子ども達にとって、よりよい教育環境を整備し、提供していくために、小学校の小規模化への対応を行う。

### 1 市立小学校における児童数の状況

#### (1) 全体の推移（昭和50年度～平成30年度）

- 最高値 昭和57年度；27,387人
- 最低値 平成27年度；16,319人
- 直近値 平成30年度；16,782人（昭和57年度の61.3%）

#### (2) 地域別の推移（平成17年度→平成30年度の比較）

○久留米地域	93.4%	(13,995人→13,078人)
○田主丸地域	80.8%	(1,256人→1,015人)
○北野地域	92.5%	(1,034人→956人)
○城島地域	65.3%	(902人→589人)
○三潴地域	129.7%	(882人→1,144人)
合計	92.9%	(18,069人→16,782人)

### 2 小規模化に伴う教育課題と児童への影響の例（国の手引き）

学校運営上の課題の例	児童生徒への影響の例
<ul style="list-style-type: none"><li>・クラス替えができずに人間関係が固定化</li><li>・集団行動の実施に制約</li><li>・クラブ活動などの種類が限定</li><li>・授業で多様な考えを引き出しにくい</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・社会性やコミュニケーション能力が身につけにくい</li><li>・切磋琢磨する環境の中で意欲や成長を引き出されにくい</li><li>・多様な物の見方や考え方に触れることが難しい</li></ul>

### 3 久留米市立小中学校通学区域審議会からの答申（平成27年2月）

- 本市における小規模化への対応としては、長期的には、市全体において、全ての小規模校を視野に入れた学校の統合を行うことが必要である。
- しかしながら、複式学級における教育上の課題が深刻であることから、まず複式学級の回避・解消を目的とした学校の統合を優先して行うべきである。

#### 4 小規模特認校制度の運用の状況

学校名	募集年度	応募数	成果	複式学級
浮島小	H25・26年度	7人	複式学級解消せず	H19年度～
下田小	H25・26年度	16人	複式学級の回避に至らず	H28年度～
大橋小	H25・26年度	12人	複式学級を回避した	なし
柴刈小	H28年度	6人	複式学級を回避した	なし

#### 5 「久留米市立小学校小規模化対応方針」(案)について

市教育委員会では、平成27年2月の久留米市立小中学校通学区域審議会からの答申を踏まえ、小規模化した小学校の対応について、協議、検討を行ってきた。今回、その結果等を受け、「久留米市立小学校小規模化対応方針」(案)としてとりまとめを行った。

現段階におけるその方針(案)及び概要は、**資料1・2**のとおり。

#### 6 小学校統合の進め方について

市教育委員会では、対応方針を策定した後、まずは複式学級の解消に向けた小学校の統合を進めていくことにしている。

小学校の統合を進める上で、基本的な流れや、合意形成の手順、事業スケジュールは以下のとおりとしている。

なお、ここに示している時期等は、あくまで現段階で想定している最短の予定であり、今後、保護者や地域等との協議、調整を行なう中で、変更となり得る。

##### (1) 基本的な考え方

基本的な流れ	<p><b>H30年9月まで</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・小規模校の課題と望ましい学校規模を整理し、複式学級の解消策として統合を盛り込んだ「小学校小規模化対応方針」を決定</li> </ul>
	<p><b>その後の流れ</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・具体的な学校名と統合時期を明記した「統合実施基本方針」を決定</li> <li>・久留米市立小学校設置条例の改正議案を市議会に提案</li> <li>・予算に準備経費を計上</li> <li>・統合準備協議会を設置し、詳細な統合内容を決定</li> <li>・該当校の統合</li> </ul>

小規模化対応方針と統合実施基本方針は、次の順序で合意形成を図り、教育委員会の議決によって決定

合意形成の手順	小規模化対応方針	統合実施基本方針
	<p style="text-align: center;">教育委員会 原案の提示 ▽ 附属機関 通学区域審議会に報告 ▽ 特別職 総合教育会議で市長と認識共有 ▽ 庁内 政策会議等で政策決定</p> <p>議会 教民報告 ▽ 一般地域 パブコメ実施 地域 地域学校協議会 ▽ 議会 教民報告 ▽ 教育委員会 議決</p>	<p style="text-align: center;">議会 教民報告 ▽ 地域 地域学校協議会 保護者説明会 住民説明会 ▽ 教育委員会 議決 ▽ 議会 教民報告</p>



# 久留米市立小学校小規模化対応方針

【案】

平成 3 0 年 6 月

久留米市教育委員会

## 目次

1	策定の趣旨等 . . . . .	1
2	児童生徒数の推移・推計等 . . . . .	2
3	学校の役割等 . . . . .	3
4	小規模校の課題等 . . . . .	5
5	学校規模の考え方 . . . . .	8
6	対応の方策等 . . . . .	9
7	留意事項等 . . . . .	1 3

## 1 策定の趣旨等

今後、さらなる少子化が進み、また、地域間で人口分布が大きく偏ることが予想される中で、全国的な傾向として学校の小規模化がさらに進んでいくものと見込まれている。そうした中で、将来にわたって義務教育の機会均等、教育水準の維持・向上を図り、子どもが「生きる力」をはぐくむことができる学校教育を保障する観点から、小規模化する学校の対応について検討することが必要となっている。

このような中、国においては、近年、家庭及び地域社会における子どもの社会性育成機能の低下や少子化の進展が中長期的に継続することが見込まれること等を背景として、学校の小規模化に伴う教育上の諸課題がこれまで以上に顕在化することに懸念があることから、平成27年1月に「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引」（以下「国の手引き」という。）を作成した。国は、手引きの作成にあたり、小・中学校の設置者である各市町村に対して、それぞれの地域の実情に応じて、教育的な視点から少子化に対応した活力ある学校づくりのための方策を継続的に検討・実施していくことを求めている。とりわけ、複式学級が存在する学校については、一般に教育上の課題が極めて大きいため、学校統合等により適正規模に近づけることの適否を速やかに検討する必要があるとしている。

久留米市教育委員会においても、小規模校への対応が喫緊の課題であることから、平成24年11月に久留米市立小中学校通学区域審議会（以下「通学区域審議会」という。）に対して、「久留米市立小学校の教育課題を見据えた小規模化への対応について」諮問し、平成27年2月に答申（以下「通学区域審議会答申」という。）を受けたところである。

通学区域審議会答申では、長期的には市全体において、全ての小規模校を視野に入れた学校の統合を行うことが必要であるとしつつも、複式学級における教育上の課題が深刻であることから、複式学級の回避・解消を目的とした学校の統合を優先して行うべきであるとされている。

以上のことから本方針は、国の手引きに照らしながら、通学区域審議会答申を踏まえ、本市の小規模校の対応に関する基本的な考え方や方向性等を定めるものとする。

## 2 児童生徒数の推移・推計等

全国的に少子化が進み、学校の小規模化が進行する中、本市においても、今後さらに学校の小規模化が進むことが想定される。

本市の小・中学校の児童生徒数は、小学校では、昭和57年の約27,400人、中学校では、昭和61年の約13,600人をピークに減少傾向が続いており、現在では、ピーク時の約60%となっている。

また、本市の児童生徒数は全体的に減少し続けているが、特に小学校では、学校間の児童数の偏りが顕著となっている。現在、複式学級編制※1の学校（以下「複式学級校」という。）は、2校であるが、今後の推計によると、平成36年度には、5校が複式学級校になる見込みである。

### ○児童生徒数の推移

(平成30年5月1日現在)

区 分	ピーク時	平成30年	平成36年(推計)
	(小) 昭和57年 (中) 昭和61年		
小学校児童数	27,387人	16,133人	16,323人
中学校生徒数	13,599人	7,063人	7,624人

### ○学級数・学校規模の推移

(平成30年5月1日現在)

区 分	ピーク時	平成30年	平成36年(推計)
	(小) 昭和57年 (中) 昭和61年		
小 学 校	学級数	754学級	574学級
	1学年1学級の学校数	5校	15校
	複式学級校数	0	2校
中 学 校	学級数	344学級	204学級
	1学年1学級の学校数	0	0
	複式学級校数	0	0

なお、小学校については、長期的には、平成37年度には児童数16,254人、平成47年度には14,681人(ピーク時の約54%)となることが推計されている。

※1 複式学級の編制基準（「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」第3条）

隣り合う2つの学年の児童数の合計が、第1学年を含む場合は8人以下、それ以外の学年では、16人以下で複式学級編制となる。

### 3 学校の役割等

義務教育段階の学校は、児童生徒の能力を伸ばしつつ、社会的自立の基礎、国家・社会の形成者としての基本的資質を養うことを目的としている。このため、学校では、児童生徒に知識や技能を習得させるだけでなく、集団の中で、多様な考えに触れ、認め合い、協力し合うことを通じて思考力、判断力、表現力などを育み、社会性や規範性を身に付けさせる役割も担っている。

国の第2期教育振興基本計画においては、子どもたちが主体的に学習に取り組む態度や基礎・基本的な知識・技能の習得などの確かな学力を身に付けさせるため、教育内容・方法の一層の充実を図るとともに、自ら課題を発見し解決する力、他者と協働するためのコミュニケーション能力、物事を多様な観点から論理的に考察する力などの育成を重視するとされている。

また、平成32年度から小学校で全面実施される新学習指導要領においては、生きて働く知識・技能の習得など、新しい時代に求められる資質・能力を育成し、質の高い理解を図るために、「主体的・対話的で深い学び（アクティブ・ラーニング）」の視点からの授業改善が求められている。

そうした教育を行うためには、子どもたちの学習・生活の場である学校では、一定の児童生徒数が確保されていることや、教職員については経験年数、専門性、男女比等についてバランスのとれた体制が構築できることが望ましい。このようなことから、一定の学校規模を確保することが重要とされている。

本市においても、学校・家庭・地域が一体となった「一人ひとり」を大切にしたい、未来を担う人づくり」を理念に、国の計画や指針等を踏まえながら施策・事業等を推進し、学校教育のさらなる充実を図っているところである。しかしながら、小規模化が進む小学校については、児童数が少なくなっていることに起因する学習面・生活面・学校運営上の課題が生じている。特に複式学級校は、教育上の課題が極めて大きく、現在複式学級が発生している学校及び発生が見込まれる学校は、果たすべき役割を全うできない懸念がある。

未来を担う子どもたちに、より良い教育条件・教育環境を整備することは、教育委員会の基本的な責務であることを念頭に置き、課題の解決に向けて小規模化が進む学校の対応に取り組むものとする。

---

**【参考】**

（教育基本法）第5条第2項

義務教育として行われる普通教育は、各個人の有する能力を伸ばしつつ社会において自立的に生きる基礎を培い、また、国家及び社会の形成者として必要とされる基本的な資質を養うことを目的として行われるものとする

（国の手引き）

義務教育段階の学校は、児童生徒の能力を伸ばしつつ、社会的自立の基礎、国家・社会の形成者としての基本的資質を養うことを目的としています。このため、学校では、単に教科等の知識や技能を習得させるだけではなく、児童生徒が集団の中で、多様な考えに触れ、認め合い、協力し合い、切磋琢磨することを通じて思考力や表現力、判断力、問題解決能力などを育み、社会性や規範意識を身に付けさせることが重要になります。そうした教育を十全に行うためには、一定の規模の児童生徒集団が確保されていることや、経験年数、専門性、男女比等についてバランスのとれた教職員集団が配置されていることが望ましいものと考えられます。このようなことから、一定の学校規模を確保することが重要となります。

## 4 小規模校の課題等

学校規模の標準は、集団の中で切磋琢磨しながら学習したり、社会性を高めるといった学校の特徴に照らし、学校は本来一定の規模を確保することが望ましいという考えに立って、法令※2により定められている。具体的には、学校規模の標準は学級数により設定されており、小・中学校ともに「12学級以上18学級以下」が標準とされている。なお、近年、少子化が進んでいること等により、全国的には約半数の小学校が、本市でも4割程度の小学校が標準規模を下回っている状況にある。一口に標準規模未満の学校といっても、実際には抱える課題に大きな違いがあるため、単に12学級を下回るか否かだけではなく、12学級を下回る程度に応じて、課題等を捉える必要がある。

標準規模未満の小規模校については、その下回る程度に応じて生じる課題が異なるが、一般的に「児童生徒の学習状況や学習内容の定着状況を的確に把握でき、個別の指導を含めたきめ細かな指導が行いやすい」、「児童生徒相互・教職員と児童生徒の人間関係が深まりやすい」、「児童生徒が意見や感想を発表できる機会や、様々な活動においてリーダーを務める機会が多くなる」などの長所がある一方、「集団の中で多様な考え方に触れる機会や、切磋琢磨する機会が少なくなりやすい」などの課題があるとされている。

すなわち、これらの課題については、学習面、生活面、学校運営の全般にわたって、1学級あたりの児童生徒数が少なくなるほど、影響が色濃く出てくると考えられる。

国の手引きでは、全国的な実態調査を踏まえた小規模校の課題等についてまとめられており、本市においても、とりわけ著しく児童数が減少している小学校については、国の手引きで言われていることと同様に、主に次のような課題が生じると認識している。

### 【学習面における課題】

- 体育の授業においてチーム競技が実施できない、音楽の合唱・合奏ができないなど、集団での教育活動が制約される。
- 児童会活動、クラブ活動など、児童が主体となる組織的活動が行いづらい。

---

※2 小・中学校の学級数（「学校教育法施行規則」第41条及び第79条）

小・中学校の学級数は、12学級以上18学級以下を標準とする。ただし、地域の実態その他により特別の事情があるときは、この限りではない

### 【生活面における課題】

- 多様な考え方に触れ、自分の考え方を深めていく、などの集団における社会的経験の場が不足しがちになる。
- 小規模な集団で6年間学校生活を送ることから、人間関係が固定しやすい。
- 教員と児童との心理的な距離が近くなりすぎることから、教員への依存心が強まる可能性がある。

### 【学校運営における課題】

- 教員個人の力量への依存度が高まる傾向にあるため、人事異動により教育活動が過度に左右されたり、学校経営が不安定になる可能性がある。
- 一人の教職員が担う校務分掌が多岐にわたるとともに、経験、年齢、性別などバランスのとれた教職員の配置が難しくなる。

さらに、児童数の著しい減少に伴い、異なる学年の児童が同じ教室で学習する複式学級校にあっては、前記に加え、次のような深刻な課題が生じる。

### 【複式学級の課題】

複式学級では、1人の教員が、同一教室内でそれぞれの学年の児童に異なる学習内容を指導する授業であるため、一方の学年が指導を受けている（直接指導）間は、もう一方の学年は、自分たちで自主的に学習を進める（間接指導）ことを、交互に繰り返すことになる。

したがって、同学年から構成される単式学級と比べ、直接指導の時間が半分程度に制約されることが最も大きな課題として挙げられる。また、それに付随して、間接指導時には次のような課題が生じる。

- 学習内容が理解できずに、児童の思考が中断することがある。又は学習が早く終わった児童には空白が生じ、教員の指導を待つ学習が停滞することがある。
- 学習問題の解決等に行き詰まったとき、教員はもう一方の学年の指導にあたっていて、直接の支援を効果的に行えない場合がある。
- 問題把握や学び合い等の内容を深める重要な学習過程において、直接的に必要な指導や支援を受けられないことがある。
- 教員の直接指導の声や動きが交錯し、自学・自習を行っている児童の集中力等を低下させる。

このように、複式学級にあっては、小規模校の課題がより一層顕著に現れ、直接指導が制約されるという深刻な課題が生じることから、次のような児童の学習達成や育ち合いへの影響が強く懸念される。

- 児童間で切磋琢磨する機会が少なくなるため、意欲や頑張りが引き出されにくい。
- 多様な物の見方や考え方、表現の仕方に触れることが難しい。
- 集団の中で自己主張をしたり、他者の意見等を聞き分ける経験を積みにくく、社会性やコミュニケーション能力が身につけにくい。

加えて、複式学級校においては、教頭又は担任外教員(教務主任等)のいずれかしか置けない学校運営上の課題も生じる中、児童への影響をできる限り低減するために、指導方法の向上・工夫改善等の取組を継続して進めている状況にある。しかしながら、複式学級の課題は、学校の懸命な取組をもってしても、不可避かつ克服できない課題であり、学校の努力による対応では限界があると言わざるをえない。

このようなことから、教育委員会では、義務教育段階における子どもたちの教育の機会均等や、教育水準の確保の観点から、複式学級における教育上の課題について、看過できない重大な課題として認識するものである。

## 5 学校規模の考え方

本市における小学校の学校規模については、子どもたちの教育を充実する観点からは、全学年でのクラス替えや、学習活動の内容に応じて学級を超えた集団を編成することが可能となり、かつ同学年に複数の教職員を配置できることから、1学年が複数の学級で構成されていることが望ましいと考える。

1学年2学級以上を理想としながらも、現在、複式学級が発生している学校及び発生が見込まれる学校における教育課題の重大さを踏まえると、その課題に適切に対応するためには、国の手引きにあるように少なくとも1学年1学級以上(6学級以上)であることが必要である。

○教育を充実する観点から「望ましい学校規模」  
＝1学年が複数の学級で構成される規模

○教育課題の顕在化等を回避するために「必要となる学校規模」  
＝1学年1学級以上(6学級以上)の規模

---

### 【参考】

(国の手引き)

小学校では、まず複式学級を解消するためには少なくとも1学年1学級以上(6学級以上)であることが必要となります。また、全学年でクラス替えを可能としたり、学習活動の特質に応じて学級を超えた集団を編成したり、同学年に複数教員を配置するためには1学年2学級以上(12学級以上)あることが望ましいものと考えられます。

(通学区域審議会答申)

本市の小学校の学校規模としても、以下のような要件を満たすことが望ましいと考えられる。

○1学級の児童数としては、一人ひとりに教師の目が届き、きめ細かな指導が行いやすく、また、児童同士で学び合い、競い合える人数であること。

○学級間の相互啓発やクラス替えができるよう、1学年が複数の学級で構成されること。

## 6 対応の方策等

### (1) 基本姿勢

児童にとってより良い教育条件・教育環境を整え、義務教育の機会均等、教育水準の維持・向上を図ることが、教育委員会の第一義的な責務であることを強く念頭に置き、本市の教育行政上の重要課題の一つである学校の小規模化対応については、重点的に取り組むものとする。

この小規模化対応にあたっては、学校の小規模化に起因する教育課題を十分に踏まえ、「望ましい学校規模」に近づけることを目指すべき方向性とする。加えて、直面している深刻な教育課題の解決に向けて、できる限り速やかに「必要となる学校規模」を確保する観点から、検討の順位や対応の方策等について、次のとおり定める。

### (2) 検討の優先順位等

教育課題の顕在化等を回避するために、必要となる学校規模（1学年1学級以上（6学級以上））の確保に向けた対応を最優先とする。

#### ア 既に複式学級が発生している学校

長期にわたって学校全体で複式学級が固定化しており、かつ児童数の推計において、その解消が見込めない小学校については、速やかに抜本的な対応の検討に着手する。

#### イ 今後、複式学級の発生が見込まれる学校

今後、児童数の推計において複式学級が発生し、さらに拡大・固定化する見込みの小学校については、順次、対応の検討を行う。

また、一時的に特定の学年にのみ複式学級が発生する小学校については、児童数の推計を注視しつつ、小規模特認校制度の導入等の検討を行う。

なお、教育を充実する観点から望ましい学校規模（1学年が複数の学級で構成される規模）に近づけるために、1学年1学級の小学校については、今後の児童数の推計等を踏まえながら、全市的な視野、かつ長期的な視点に立って検討を行う。

### (3) 小規模化対応の方策等

学校の小規模化に対応する方策としては、通学区域の変更、小規模特認校制度の活用、学校の統合が挙げられる。それぞれの方策の特性を踏まえつつ、本市の児童数推計や小学校の配置状況等を十分に考慮し、最優先の目的である複式学級の回避・解消のために適切な方策を採用することが肝要となる。

#### ア 通学区域の変更

小規模校対応の方策としての通学区域の変更とは、小規模校に隣接する学校との通学区域の境界線を変更し、隣接校の通学区域の一部を小規模校に取り込むことによって児童数を増やす方策である。通学区域の変更は、学校を維持しながら小規模校の児童数の増加を図るという特性があるが、一方の学校では児童数が減少することになるため、実施にあたっては将来にわたって小規模校とならないよう、慎重な検討が必要となる。なお、一般的に、学校の小規模化対応の方策として採用するためには、小規模校に隣接する学校が標準規模を上回る大規模校以上(19学級以上)であることが基本的な条件となる。

本市においては、最優先の対応が必要と位置付ける既に複式学級が発生している学校、あるいは今後の推計で複式学級が発生し、さらに拡大・固定化する見込みの学校のいずれにおいても、大規模校に隣接しておらず、今後もその見直しはない。また、現在の通学区域は、過去からの合併や学校の新設、地域の事情などそれぞれの歴史的な経過の中で設定していることから、その見直しは非常に難しいといえる。したがって、基本的な条件等を満たしている環境ではないため、通学区域の変更については、対応方策として採用できない。

#### イ 小規模特認校制度の活用

小規模特認校制度とは、平成9年に文部科学省が示した通学区域の弾力的運用の一つであり、小規模校における教育上の長所や、自然環境などを活かした特色ある教育活動の情報を広く発信し、それらの教育を受けることを希望する保護者・児童生徒の通学区域外からの入学・転入学を認めることで、学校規模の拡大を図る制度である。

本市においては、平成25年2月の通学区域審議会からの

中間答申に基づき、速やかに対応可能な複式学級の回避・解消の方策として本制度を採用し、特に小規模化が進んでいる3小学校に対して導入している。平成25年度及び26年度の計2回、この3小学校へ入学・転入学する児童の募集を行った結果、1校で複式学級を回避できたものの、他の2校については、複式学級の回避・解消に至らなかった。

教育委員会ではその結果を踏まえて、本制度について検証し、今後の運用について平成27年8月の教育委員会会議において決定した。

具体的には、本制度の導入により、一定の成果が期待できる「一時的に特定の学年にのみ複式学級が発生する小学校」を適切に選定して制度を導入し、慎重な検討の下に運用を行えば、今後も小規模化対応の一方策として活用できるとした。

一方で、著しく児童数が減少している学校、すなわち、「長期にわたって学校全体で複式学級が固定化しており、かつ児童数の推計において、その解消が見込めない小学校」又は「今後、児童数の推計において複式学級が発生し、さらに拡大・固定化する見込みの小学校」にあっては、小規模特認校制度では複式学級の回避・解消が極めて困難であるだけでなく、校区外の児童数の増加に伴い保護者・地域と連携した学校づくりにも影響を与える懸念があることから、長期的・抜本的な小規模化対応の方策としては有効ではないと結論づけた。

## ウ 学校の統合

学校の統合とは、複数の学校・通学区域を統合して一つの学校・通学区域とすることにより学校規模の拡大を図る方策である。この方策は、児童数の増加の展望が開けず、さらなる児童数の減少に伴う複式学級の固定化や拡大により、現状のままでは教育課題の顕在化等が不可避であることが明らかの場合であって、他に有効な複式学級の回避・解消の手立が見当たらないときに、全国の多くの自治体で採られている。

学校の統合には、小規模校が隣接校と統合する2校の組み合わせの場合と、隣接し合う3以上の小規模校等の組み合わせによる統合の場合とがある。また、統合の方式には、法令上の定義はないが、他市等の事例に照らすと、いわゆる「編入統合」と「新設統合」とがある。ここで、「編入統合」は、統合しようとする学校のうち1校を存続させ、それ以外の学校を廃止とする方式であり、「新設統合」は、統合しようとする学校を全て廃止として、新たな学校を新設する方式である。

このような学校の統合については、複数の通学区域を一つ

の通学区域とし、既存の学校を廃止することになるため、小規模校及び隣接校の児童数の推計や配置状況及び地域の特性等を踏まえ、統合の組み合わせ及び方式などについて慎重に検討するとともに、十分かつ丁寧な説明等を通して保護者や地域住民の理解を得ることが必須となる。

以上ア～ウで述べたように、各方策の特性や本市における現状等を踏まえ、最優先の対応が必要と位置付ける既に複式学級が発生している小学校については、学校の統合を、小規模化対応の方策とする。

○本市において、最優先の対応が必要と位置付ける小学校を「既に複式学級が発生し、固定化している小学校」とする。その小学校に対する小規模化対応の方策 ＝ 「学校の統合」

#### (4) 統合の検討を進めるための基本的な考え方

小学校は児童の教育のために設置されている公の施設であることから、学校の統合の検討にあたっては、言うまでもなく児童にとってより良い教育条件・教育環境の整備を第一義的に考えるべきである。一方で、国の手引きにもあるように、本市においても、各小学校は、地域のコミュニティの核としての性格を有し、防災、地域の交流の場など、様々な機能を併せ持っている。

また、学校教育は地域の未来の担い手である子どもたちを育成する営みでもあり、まちづくりのあり方と密接不可分であるといえる。加えて、子どもの育成のためには、学校の教職員や教育行政のみで対応していくことは困難となっており、保護者及び地域住民との協働による学校づくりが必要となっている。

このようなことから、教育委員会では、複式学級の回避・解消を第一の目的とした本方針の内容等について、説明会の開催などにより保護者や地域住民に周知して理解を得ることに努める。その上で、教育委員会は、統合の組み合わせ及び方式並びに行程・実施時期等の具体案を策定する。具体案については、保護者や地域住民等に提示し、十分な協議・調整等を経て、決定していくものとする。

## 7 留意事項等

通学区域審議会の答申、国の手引き及び他市の対応方針等において、学校の統合を行う際には、通学の安全確保や統合後の地域コミュニティへの配慮など、主な留意事項が挙げられている。

学校の統合に際して留意すべき事項については、教育委員会と市長との十分な連携・協力の下に、対象となる保護者や地域住民の意見等を聴取しながら、それぞれの役割と権限に応じて適切に対処することを基本とする。本方針では、基本的な考え方や対応の方向性を示すものとし、具体的な内容については、別途策定を予定している学校統合の実施計画で決定していく。

### (1) 主として教育委員会が留意すべき事項

#### ア 通学の安全確保と支援に関する対応

学校の統合に伴い通学路の変更が生じる場合は、久留米市通学路交通安全対策プログラムに基づき関係機関と連携して当該通学路の安全対策を進める。また、国が定めた通学距離の基準である徒歩4kmを超えるときや、学校の統合前と比べて著しく通学距離が長くなる場合等は、児童の実態や地理的な状況等を踏まえて、スクールバスの運行等の通学支援を検討する。

#### イ 児童にとっての環境変化への対応

学校の統合は、児童の学習環境や生活環境等が大きく変化することになるため、児童に精神的な負担が生じないように、統合前から継続的に、統合予定校同士の交流を深めるための交流学習や合同行事等を計画的に行うとともに、不安や悩みを把握するアンケートを逐次実施し、スクールカウンセラー等の配置を行うことで個々の児童へのきめ細やかな配慮や支援等を行う。

また統合後も、児童の新たな環境への適応を支援する観点から、アンケートの実施やスクールカウンセラー等の配置を継続するとともに、学習面・生活面において、児童の新たな人間関係を早期に構築させるための工夫や、小規模校の児童が活躍できるような機会の意図的な設定等を行う。

## (2) 市関係部局において留意が必要となる事項

### ア 地域コミュニティへの配慮

本市においては、小学校区を単位として地域コミュニティが形成されていることから、小学校を統合する際にはコミュニティへの対応や配慮等が必要となる。

### イ 地域の拠点機能の継承

学校施設が有している災害時の避難所や地域におけるスポーツ活動の場としての機能の継承については、市の各計画との整合性を図りながら検討を行う。

## 久留米市立小学校小規模化対応方針【概要版】

### ○はじめに

「久留米市立小学校小規模化対応方針」は、小規模化する小学校の課題等に対応するため、久留米市立小中学校通学区域審議会の答申（平成27年2月20日）を踏まえるとともに、国が作成した「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引」に照らして、久留米市教育委員会が策定するものです。

### 1 策定の趣旨等

将来にわたり義務教育の機会均等、教育水準の維持・向上を図り、子どもの「生きる力」を育む学校教育を保障する観点から、小学校の小規模化への対応の検討を行うものです。

### 2 児童生徒数の推移・推計等

- (1)久留米市の小学校の児童数は、昭和57年の約27,400人をピークに減少傾向が続き、現在では、ピーク時の約60%となっています。
- (2)久留米市の小学校では、学校間で児童数の偏りが顕著になっています。現在、複式学級が発生している学校は2校ですが、平成36年度までに、さらに3校で発生する見込みとなっています。

### 3 学校の役割等

- (1)義務教育段階の学校は、児童生徒の能力を伸ばしつつ、社会的自立の基礎、国家・社会の形成者としての基本的資質を養うことを教育の目的としています。
- (2)学校は、児童生徒に知識や技能を習得させるだけでなく、集団の中で多様な考えに触れ、認め合うことを通じて、思考力、判断力、表現力を育み、社会性や規範性を身に付けさせる役割も担っています。
- (3)平成32年度から実施される新学習指導要領では、「主体的・対話的で深い学び（アクティブ・ラーニング）」の視点からの授業改善が求められています。

#### 4 小規模校の課題等

- (1) 小規模校(12 学級未満)では、「集団の中で多様な考え方に触れる機会や、切磋琢磨する機会が少なくなりやすい」などの課題があるとされています。
- (2) 複式学級では、同学年から構成される単式学級と比べて、教員による児童の直接指導を行う時間が半分程度に制約されることが、最も大きな課題として挙げられます。

#### 5 学校規模の考え方

- (1) 教育を充実する観点から 望ましい学校規模 = 1 学年が複数の学級で構成される規模
- (2) 教育課題の顕在化等を回避するために 必要となる学校規模 = 1 学年 1 学級以上の規模

#### 6 対応の方策等

- (1) 久留米市において、最優先の小規模化対応が必要と位置付ける小学校は、「既に複式学級が発生し、固定化している小学校」とし、「学校の統合」を対応の方策とします。
- (2) 市教育委員会は、小学校の統合を進める際には、統合校の組み合わせ、統合の方式、統合までの行程、統合の実施時期等の「具体案」を保護者や地域住民等に提示し、十分な協議・調整等を経て、決定します。

#### 7 留意事項等

- (1) 市教育委員会は、小学校の統合を進める際には、統合後の通学路の安全確保や、スクールバス運行等の通学支援に関する対応を検討するとともに、児童の環境変化への対応として、統合前の交流学习や統合前後のスクールカウンセラーの配置等、きめ細やかな配慮や支援を行います。
- (2) 主に市関係部局は、小学校の統合に伴う地域コミュニティへの配慮や、地域の拠点機能（避難所やスポーツ活動の場など）の継承などの検討を行います。

## 久留米市立小学校小規模化対応事業スケジュール

時期	実施事項
平成 30 年度 6 月 7 月 8 月 9 月 10 月 11～2 月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市教委で「久留米市立小学校小規模化対応方針」(案)の協議</li> <li>・通学区域審議会(対応方針(案))</li> <li>・「久留米市総合教育会議」(対応方針(案)について)</li> <li>・教育民生常任委員会(パブリックコメント実施)</li> <li>・パブリックコメントの実施(30日間)</li> <li>・パブリックコメントの集約</li> <li>・市教委でパブリックコメントを受けて対応方針(案)の修正協議</li> <li>・教育民生常任委員会(パブリックコメント結果)</li> <li>・市教委で「久留米市立小学校小規模化対応方針」の議決</li> <li>・市教委で「小学校統合実施基本方針」(案)の協議</li> <li>・通学区域審議会(統合実施基本方針(案))</li> <li>・「久留米市総合教育会議」(統合実施基本方針(案)について)</li> <li>・教育民生常任委員会(統合実施基本方針(案))</li> <li>・該当校の保護者・住民説明会</li> </ul>
その後の 流れ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市教委で「小学校統合実施基本方針」の議決</li> <li>・久留米市立小学校設置条例の改正議案を市議会に提案</li> <li>・該当校の代表者等による「統合準備協議会」を設置</li> <li>・「統合準備協議会」で統合の協議、検討を実施</li> <li>・統合に向けた授業の実施や合同授業、合同行事等を実施</li> <li>・閉校式典の実施</li> <li>・統合校スタート(開校式典の実施)</li> </ul>



## 学校の統廃合に関する教育委員会と市長の役割について

教育委員会は、教育行政における重要事項や基本方針を決定する職務権限を有する。

一方で、市長は学校の設置者である地方公共団体の代表であり、事業に係る予算や学校設置条例の議会への提案権を持っている。

したがって、学校の統廃合は相互の連携・協力の下で進めることとなり、大まかな役割分担は次のとおり。

項目	分担	内容
統廃合に係る方針や計画の策定	教育委員会	教育委員会が市長との協議・調整等を経て、策定する。(総合教育会議において協議・調整を行うこと等が考えられる。) なお、方針等については、審議会に諮問し答申等を踏まえることが多い。
学校の廃止(設置条例の改正)	市 長	市長が上記の方針や計画等に基づいて決定し、学校設置条例の改正案を議会に提案する。
教育財産の処分	市 長	廃止となる学校施設について、教育財産から普通財産への変更手続を行う。 廃止した学校施設の活用方法等について決定する。

### 【参考】

#### 学校教育法（粹）

第二条 学校は、国（略）、地方公共団体（略）及び私立学校法（略）第三条に規定する学校法人（略）のみが、これを設置することができる。

第三十八条 市町村は、その区域内にある学齢児童を就学させるに必要な小学校を設置しなければならない。（略）

#### 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（粹）

第一条の四 地方公共団体の長は、大綱の策定に関する協議及び次に掲げる事項についての協議並びにこれらに関する次項各号に掲げる構成員の事務の調整を行うため、総合教育会議を設けるものとする。

一 教育を行うための諸条件の整備その他の地域の実情に応じた教育、（略）

第二十一条 教育委員会は、当該地方公共団体が処理する教育に関する事務で、次に掲げるものを管理し、及び執行する。

一 教育委員会の所管に属する第三十条に規定する学校その他の教育機関（略）の設置、管理及び廃止に関すること。（略）

第三十条 地方公共団体は、法律で定めるところにより、学校、図書館、博物館、公民館その他の教育機関を設置するほか、条例で、（略）その他の必要な教育機関を設置することができる。

# 平成30年度 第1回 久留米市総合教育会議

## 議題2 平成30年度教育費予算について(意見交換)

※ 平成30年度本予算に計上した教育費予算を踏まえ、特に下記に掲げる新規事業等について、市長と教育委員がそれぞれの立場から自由に意見交換を行う。

### 1 教育ICT活用事業【新規】

### 2 英語教育充実事業<拡充>

- ・くるめ英語留学体験【新規】
- ・中学生イングリッシュキャンプ
- ・英語検定受験事業
- ・小学校英語教育推進補助金【新規】



事業名	1 教育ICT活用事業			担当課	学校教育課
事業種別	新規	事業費	H28 決算	H29 予算	H30 予算
			—	—	8,838 千円
事業目的	ICT機器を活用した教育活動を推進するため、教育ICT活用推進校にタブレットパソコンを配備（4校・180台）して、効果的な授業づくりの調査研究と授業実践に取り組む。				
事業内容	<p>○教育ICT推進校4校（小学校2校・中学校2校）に、授業活用のためのICT機器を配備する。（タブレット型パソコン・充電式保管庫等）</p> <p>○教育ICT推進校において、タブレット等を活用した効果的な授業づくりを調査研究し、他の学校に周知するための活用事例集の作成や公開授業を行う。</p> <p>○教育ICT推進教員と指導主事がICT活用の先進地視察を行い、授業における効果的な活用やICT機器の運用等についての情報収集を行う。</p> <p>○教育ICT推進校の教員等を対象に、外部講師による研修会を行い、教員のICT授業活用力を向上させる。</p>				
	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px auto; width: fit-content;"> <b>久留米市立小・中学校教員のICT授業活用力・指導力の向上・ICT環境整備</b> </div> <p>～H30.9～H32.8 「教育ICT活用推進校」（小学校2校・中学校2校）による先行実践～</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: flex-start;"> <div style="border: 1px solid gray; padding: 10px; width: 45%;"> <p><b>〔環境整備〕</b>  通信可能なタブレット型パソコン  （児童用40台・教員用学年1台）  充電式タブレット保管庫</p>  </div> <div style="border: 1px solid gray; padding: 10px; width: 45%;"> <p><b>〔取組〕</b>  ①授業における効果的なICT活用についての実践検証  ②授業公開・実践事例集の配布  ③外部指導者によるICT活用研修の受講</p> </div> </div> <div style="border: 1px solid gray; padding: 10px; margin-top: 10px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> <p><b>〔教育ICTプロジェクト〕</b>  ・推進校のICT推進教員、学校教育課指導主事による先進地視察  ・各校の推進委員による実践交流、情報交換、活用・推進の協議等</p> </div>				
事業目標 成果指標	タブレットPCを活用した効果的な学習を実践する公開授業の開催	H28 実績	H29 実績	H30 目標値	
		—	—	1回以上の公開授業の開催	

事業名	2-1 中学校英語教育充実事業		担当課	学校教育課	
事業種別	拡充	事業費	H28 決算	H29 予算	H30 予算
			8,911 千円	10,910 千円	12,039 千円
事業目的	グローバル化や国際化の進展により、異文化理解や異文化コミュニケーションがますます重要になっていることを踏まえ、英語運用能力の向上及び英語学習に向けての意欲・関心の向上を目指す。				
事業内容	<p>○くるめ英語留学体験事業 中学生を対象に、英語教育の専門的な講師の指導のもと、3日間のプレゼンテーションや質疑応答などを通して、実践的な英語力を育成する。</p> <p>○中学生イングリッシュ・キャンプ事業 ALTと2泊3日のオールイングリッシュによる交流活動を通して、英語の学習意欲を高め、コミュニケーション能力を育成する。</p> <p>○中学校3年生全員の英語検定の受検 検定料を全額負担し、生徒が無料で受検できるようにすることで、英語学習の目標設定や進路獲得、将来の目標に向けた契機とする。</p> <div style="text-align: center;"> </div>				
事業目標 成果指標	中学校3年生までの英検3級程度以上の英語力を有する生徒の割合が全国平均を超える	H28 実績	H29 実績	H30 目標値	
		市 20.8% 全国 18.1%	市 32.3% 全国 22%	市の割合が前年度を超える	

事業名	2-2 小学校英語教育充実事業			担当課	学校教育課
事業種別	新規	事業費	H28 決算	H29 予算	H30 予算
			-	-	300 千円
事業目的	市立小学校において、外国語教育の拡充を含む新学習指導要領の円滑な実施と外国語（英語）教育の充実を図るため、外国語教育推進校（竹野・京町・西牟田）において、先進地の実施内容も踏まえた実践的な調査研究を行い、広く市内の学校に還元する。				
事業内容	<p>○コミュニケーションを図る資質・能力を育成する授業づくりや、授業実施時数の効果的な運用に関しての実践的な研究を行う。</p> <p>○それぞれの推進校の状況に応じて、児童がコミュニケーション活動や英語表現に慣れ親しむための教材等の実践事例の収集や、高学年担任等の負担軽減を目的とする校内職員体制の取組等について実践的な研究を行う。</p> <p>○久留米市内の小・中学校教員を対象にした授業公開を実施する。</p> <p>○外国語教育の先進地視察や研究発表会に参加して情報収集を行い、調査研究の参考とする。</p> <div style="text-align: center;"> <p><b>小学校英語教育充実事業</b></p> <p>↓</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="border: 1px solid blue; border-radius: 15px; padding: 5px; width: 30%;"> <p>外国語教育推進校による実践的な調査研究と全ての小学校への成果の還元</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・効果的な授業づくりや授業時数の効果的な運用に関する実践研究</li> <li>・実践事例を教材フォルダへ保存し、他の教員が自由に活用できるようにする。</li> </ul> </div> <div style="border: 1px solid blue; border-radius: 15px; padding: 5px; width: 20%;"> <p>久留米市内の小・中学校教員を対象にした授業公開の実施</p> </div> <div style="border: 1px solid blue; border-radius: 15px; padding: 5px; width: 20%;"> <p>外国語教育の先進地の視察や研究発表会への参加</p> </div> </div> <p>↓</p> <div style="border: 1px solid blue; border-radius: 15px; padding: 5px; width: 80%; margin: 0 auto;"> <p>久留米市における新学習指導要領の円滑な実施及び 外国語（英語）教育の充実と発展</p> </div> </div>				
事業目標 成果指標	①各推進校における授業公開の実施	H28 実績	H29 実績	H30 目標値	
	②各推進校における学習指導案を含む研究成果物の作成	-	-	①各校1回以上 ②各校3点以上	

# 平成30年度 第1回 久留米市総合教育会議

## 議題3 次期教育に関する大綱

### 及び教育改革プラン後継次期計画について

- ※ 現在の大綱及び教育改革プランがH31年度で期間満了となることから、次期大綱及び計画に関する議論について、市長と教育委員がそれぞれの立場から自由に意見交換を行う。

#### 1 趣旨について

#### 2 現行の教育に関する大綱及び第3期教育改革プラン について



## 1 趣旨について

現在の教育に関する大綱及び第3期久留米市教育改革プランが平成31年度で期間満了となることから、今後來年度に向け本格的に策定作業に入る次期の教育に関する大綱及び後継計画に関する議論を行うもの。

第1回総合教育会議においては、次回以降の議論を促進するために、予告的に大綱及びプランについて触れさせていただく。

## 2 現行の教育に関する大綱及び第3期教育改革プランについて

### (1) 教育に関する大綱

教育に関する大綱とは、地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策について、その目標や施策の根本となる方針を定めるもので、平成26年度の地方教育行政法の改正により、全ての地方公共団体が策定することとなった。

久留米市の現行の大綱は、総合教育会議において市長と教育委員会が協議し、平成27年11月に策定した。この大綱は、学校教育・社会教育・文化財・スポーツ等を対象範囲としており、対象期間は、平成27年度から平成31年度までの5年間となっている。

### (2) 第3期久留米市教育改革プラン

#### ①経緯

平成18年8月に教育施策の中期的重点事業プランとして、「久留米市教育改革プラン（以下、「第1期プラン」という。）」を策定。

平成23年3月には、教育基本法に基づく教育振興基本計画と位置づけた「第2期久留米市教育改革プラン（以下、「第2期プラン」という。）」を定め、次代を担う人間力を身につけた子どもの育成に向け、教育改革を進めるための各種施策に取り組んだ。

平成28年3月に策定した現行の第3期久留米市教育改革プラン（以下、「第3期プラン」という。）は、第1期プラン及び第2期プランの計画期間中において成果があった不登校等については「効果の持続」を、達成できなかった学力等については「課題の改善」をキーワードに、これまでの改革プランの取組を基盤としつつ、さらに発展させる形での教育施策を推進している。

## ②位置付け

第3期プランは、国の「第2期教育振興基本計画」の内容等を参酌するとともに、「久留米市新総合計画第3次基本計画」及び「教育に関する大綱」に掲げられた目指す理念及び基本方針等の実現に向け策定された、教育基本法に規定する本市の「教育振興基本計画」であるとともに、本市の教育施策に関する中期的事業プランである。

## ③策定範囲

第3期プランは、本市が、市立学校として、小・中学校及び、特別支援学校と高等学校を設置している特性を活かし、第2期プランと同様に学校教育分野を主な対象とし、家庭や地域と協働した学校の教育力の向上に関する施策についても対象範囲とする。

## ④対象期間

第3期プランの計画期間は、平成28年度から「久留米市新総合計画第3次基本計画」及び「教育に関する大綱」の最終年度である平成31年度までの4年間。

また、教育施策の実施にあたっては、毎年度、学校教育及び社会教育全般について策定する「久留米市教育施策要綱」によって具体化を図る。

久留米市「教育に関する大綱」をつくりました

**進めます!!**

**一人ひとりを大切にした 未来を担う人づくり**



榎原利則 市長

現在、人口減少と超高齢社会の急速な進行という時代の大きな転換期にある中で、本市は、将来にわたり発展を続けるための重要な局面を迎えており、教育（人づくり）の重要性はますます高まっています。

このような状況を踏まえ、「日本一住みやすい街・久留米」を目指して一人ひとりを大切に、未来を担う人づくりを進めていきたいと考えています。

特に、「久留米シティプラザ」、「久留米市美術館」、「久留米総合スポーツセンター」などを活用した、文化芸術・スポーツや、環境啓発施設による環境教育、セーフコミュニティ国際認証に基づく学校安全教育、そして学校ICT環境整備推進による学習環境の充実など、本市の特色を活かした教育に力を注いでいきたいと考えています。

これからいっそう、子どもたちをはじめとする市民の皆さまの笑顔が街中にあふれるように、大綱に基づく施策を着実に進めていきます。

## 久留米市の特色を活かした教育を進めます



久留米シティプラザ



環境交流プラザ  
(宮ノ陣クリーンセンター)



久留米市美術館



(仮称)久留米スポーツセンター体育館

### 〈教育に関する大綱とは…〉

地方教育行政法の改正により、平成27年度から、すべての地方公共団体で、首長が大綱を策定することになりました。久留米市では、市長と教育委員会が協議し、平成27年11月に市長が教育に関する大綱を策定しました。

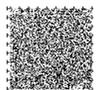
この教育に関する大綱は、学校教育・社会教育・文化財・スポーツ等を対象範囲としており、対象期間は、平成27年度から平成31年度までの5年間です。



### —— 大綱の基本方針 ——

1. 子どもの笑顔があふれるまち
2. 心豊かな市民生活を創造するまち
3. 人権が確立されたまち

久留米市





# 一人ひとりを大切にした 未来を担う人づくり 7つの目標



放課後の学習支援の様子

## ① 「生きる力」の育成

- 確かな学力、豊かな心、健やかな体のバランスのとれた「生きる力」の育成を進めます。
- 学力の保障と向上に向け、教職員の研修実施やICTの活用、学習習慣の定着や補充学習、学校外で実施する無料学習支援など、総合的な取組の充実・強化を図ります。



生涯学習講座の様子

## ⑤ 生涯を通じて学び活かせる環境の整備

- 社会的なニーズや課題に対応した講座やイベントの開催など、子どもから高齢者まで、誰もが学べる機会を充実します。
- 市民の自主的・自発的な学習活動を促進するため、個々のニーズに応じた生涯学習情報の提供を充実します。

## ② 特色ある教育の推進

- 郷土愛を育むために、郷土の自然や文化、歴史などをテーマに探求的な学習を行う「くるめ学」に取り組みます。
- 質の高い文化芸術に触れ感性や創造性を育む取組や環境交流プラザを活用した環境教育の推進など、特色ある教育を進めます。
- 急速なグローバル化の進展により、異文化理解や異文化コミュニケーションが重要になることを踏まえ、外国語教育の充実を進めます。



「くるめ学」子どもサミットの様子

## ⑥ 誰もが楽しめるスポーツの振興

- すべての市民が、ライフステージに応じてスポーツを楽しみ、健康づくりを進める機会や場を充実します。
- 「久留米総合スポーツセンター」を積極的に活用し、総合的なスポーツ振興に取り組みます。
- 豊かなスポーツライフを実現する基礎となる学校体育・運動部活動の充実を図り、児童生徒の健やかな体の育成に取り組みます。



(仮称)久留米スポーツセンター体育館(平成30年完成予定)



セーフスクール取組の様子

## ③ 安心して学べる教育環境づくりの推進

- いじめ根絶の取組の強化、不登校対策の推進、特別支援教育や相談体制の充実を図ります。
- 学校施設の計画的な改築・改修、適切な学校規模に応じた通学区域の設定など、よりよい教育環境づくりを進めます。
- 地域や関係機関と連携して学校安全を充実する「セーフスクール推進事業」や、地域学校協議会を中心とした地域・家庭・学校の連携を推進します。



人権啓発カレンダーより抜粋

## ⑦ 人権意識の確立

- 自分と他者の人権の大切さを認め、それが行動に現れるような市民意識を醸成するため、あらゆる場において、人権教育・啓発を進めていきます。
- 市民が自主的に人権について学べるよう、学習の機会の充実や場の確保等の環境整備を進めます。
- 学校、地域、家庭の連携のもと、地域における身近な市民主体の人権啓発活動を推進します。

## ④ 子どもの健やかな育ちを支える環境づくりの推進

- 子どもの自立や社会の一員としての成長のために、青少年の非行防止や健全育成、問題行動からの立ち直り支援を推進します。
- 保護者が安心できるように、学童保育所をはじめとする小学生児童の放課後の安全な居場所づくりに取り組みます。



学童保育所の様子

大綱の全文は、下記アドレスの久留米市ホームページにて、ご覧いただけます。

<https://www.city.kurume.fukuoka.jp/1060manabi/2010kyouiku/3080kyouikukaikaku/files/2015-1224-1500.pdf>



### 第3期教育改革プランの概要図

久留米市新総合計画[第3次基本計画]「市民一人ひとりが輝く都市久留米」  
 ◆子どもの笑顔があふれるまち ◆人権の尊重と男女共同参画が確立されたまち  
**【教育に関する大綱】**

「一人ひとりを大切にしたい未来を担う人づくり」への取組→学力の保障と向上、特色ある教育

#### 第3期教育改革プランの目標

ふるさと久留米を愛し、ともに社会を生き抜く力の育成  
 [まなぶ力・つながる力・やりぬく力]

#### 目指す姿

夢に向かって学ぶ「くるめっ子」  
 [あいさつ・そうじ・自学自習]



#### 視点3 特別支援教育の推進～個に応じた指導の充実～

#### 視点2

外国語教育の推進  
 コミュニケーションの重視

わかる授業  
 (授業がわかる  
 学ぶ楽しさが  
 わかる)

重点1

学校力の向上

重点2

たのしい学校  
 (学校が楽しい  
 仲間といるのが  
 楽しい)

#### 視点4

小中連携教育の推進  
 中一ギャップの克服

重点3 久留米版コミュニティ・スクールの推進  
 (学校・家庭・地域の協働)

#### 視点1 人権・同和教育の推進～人権感覚の涵養～

効果(不登校の予防と解消)の持続と課題(学力の保障と向上)の改善

#### 第2期久留米市教育改革プラン(H23～H27:5カ年間)の総括

具体的目標2:豊かな心の育成

具体的目標3:確かな学力の育成

具体的目標1:健やかな体の育成

具体的目標4:家庭・地域との連携と学校力の向上

第3期久留米市教育改革プラン【概要版】平成28年3月 久留米市教育委員会  
 〒830-8520福岡県久留米市城南町15-3 [電話]0942-30-9213 [ファックス]0942-30-9719  
 [E-mail]kyousou@city.kurume.fukuoka.jp [URL]http://www.city.kurume.fukuoka.jp/

## ～夢に向かって学ぶ「くるめっ子」を目指して～

### 第3期久留米市教育改革プラン【概要版】

平成28年度～平成31年度

ふるさと  
久留米を  
愛し

ともに  
社会を  
生き抜く力  
の育成



#### プラン策定の背景

これまで、教育委員会では平成18年度からの第1期教育改革プラン、平成23年度からの第2期教育改革プランを定め、次代を担う人間力を身につけた子どもの育成に向け、教育改革を進めるための各種施策に取り組んできました。

平成27年度、教育委員会制度の改正により、市長と教育委員会の連携を強化するための総合教育会議が設置され、その協議を踏まえて平成27年11月に「一人ひとりを大切にしたい未来を担う人づくり」を基本理念とした「教育に関する大綱」が定められました。

第3期教育改革プランは、教育に関する大綱を踏まえるとともに、これまでの取組の「効果の持続」と「課題の改善」をキーワードに推進することとしています。

#### 位置付け及び策定範囲

第3期教育改革プランは、教育基本法に規定された本市の教育振興基本計画として策定しており、本市の全ての市立学校における学校教育を対象としています。

#### 目標と目指す子どもの姿

第3期プランの目標は「ふるさと久留米を愛し、ともに社会を生き抜く力の育成」です。  
 具体的には、「まなぶ力・つながる力・やりぬく力」という3つの力をはぐくみます。

- 「ふるさと久留米を愛し」とは、将来、久留米で暮らす、久留米の外で暮らす、いずれの場合においても自分が生まれ育った久留米への愛着と誇りを持ち、将来への貢献を思って生きることです。
- 「ともに社会を生き抜く」とは、周りの人と協調的・協働的に、そして自然環境との関係を意識しながら、変化の激しい社会をたくましく生きることです。
- 「まなぶ力」とは、学びへの意欲、知識や技能、思考力・判断力・表現力等、学習習慣の強化、学びの意義や価値の実感、などの知育の側面です。
- 「つながる力」とは、他者への思いやり、規範意識や社会のルールを守る力、よりよい人間関係を構築する力、チームで協同する力、自然環境と共生する力、などの徳育の側面です。
- 「やりぬく力」とは、考え抜く力、困難を乗り越えようとする強い意志、健やかな体・体力、など体育の側面です。

第3期プランで目指す子どもの姿は「夢に向かって学ぶ「くるめっ子」」です。  
 「くるめっ子」の基本として、全ての子どもに徹底したいことは、「あいさつ・そうじ・自学自習」です。

一人ひとりの子どもが、将来の夢や希望、目標に向かって志をもち、仲間とともに切磋琢磨し、粘り強く学び続けることができるようになることを願い、目指す子どもの姿を設定しています。

### 3つの重点

第3期プランの目標や目指す子どもの姿を達成するために、次の3つの重点から取組を進めます。

#### 重点1

#### わかる授業【学力の保障と向上】 ～授業がわかる、学ぶ楽しさがわかる～

基礎的・基本的な知識・技能を確実に身につけさせ、それらを活用して課題解決するために必要な思考力・判断力・表現力等を伸ばすことで、授業がわかり、学ぶ楽しさを味わうことができる子どもを育てます。

#### 重点2

#### たのしい学校【安全・安心な学校づくり】 ～学校が楽しい、仲間といるのが楽しい～

不登校やいじめ問題への対応を確実に、安心して学べる学級や楽しい学校生活を送れるようにします。その中で、自分の大切さとともに他者の大切さを認め、共感・協調できる子どもを育てます。

#### 重点3

#### 久留米版コミュニティ・スクールの推進【学校・家庭・地域の協働】 ～地域学校協議会からの提言の実働化を図る～

全小中学校に設置している地域学校協議会を充実させ、提言の実働化と学校関係者評価の充実を図り、学校・家庭・地域の信頼関係や協働体制をつくっていきます。

### 4つの視点

3つの重点をつらぬく4つの視点を設定し、それぞれの重点に係る具体的な施策を展開する上での一貫性や関連性をもたせ、効果的な取組を推進して魅力的な学校づくりに努めます。

#### 視点1

#### 人権・同和教育の推進

人権が尊重された環境のもと、全教科等を通じて、児童・生徒一人ひとりが自他を大切にできる態度や技能を身につけることができる学校づくりを進めます。

#### 視点2

#### 外国語教育の推進

外国語活動や英語教育を中心に、異なる文化や人々に対する理解を深め、国際社会の中で生き抜くために必要な資質能力の育成を重視した学校づくりを進めます。

#### 視点3

#### 特別支援教育の推進

一人ひとりの教育的ニーズに応じるとともに、誰もがわかりやすい授業、誰もがすごしやすい学校生活を提供できるユニバーサルデザインの学校づくりを進めます。

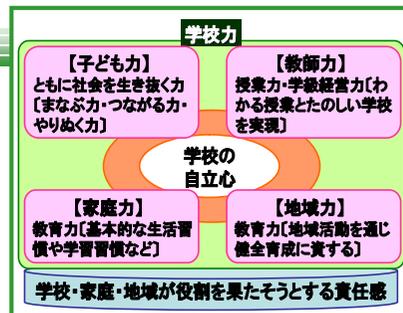
#### 視点4

#### 小中連携教育の推進

中学校入学後に不登校生徒数が増加するという「中1ギャップ」を克服し、学習や生活について中学校でのよりよい適応をめざす小中学校間の連携を行う学校づくりを進めます。

### 学校力の向上

3つの重点と4つの視点による取組を進める中で、右の図のような学校力の向上を目指して行きたいと考えています。ここで言う学校力とは、①子どもたちの教育について、学校・家庭・地域がそれぞれの役割を果たそうとする責任感を基礎に、②学校が解決すべき教育課題に学校の教職員の協働により立ち向かうとする学校の自立心を中核とし、③学校で育成する子どもの力や子どもの力をはぐくむ教師の力、家庭の教育力、地域の教育力で構成するものです。



### 施策の体系

#### 重点1:わかる授業(学力の保障と向上)

##### 〈施策〉

##### 〈施策の評価指標〉

##### (1) 授業改善への支援

全国学力・学習状況調査結果で全国平均を超える

【具体的な施策】小中学校学力・生活実態調査、小学校くるめ学力アップ推進、中学校くるめ学力アップ推進、小中学校特別支援教育支援員活用、「くるめ学」の充実、市教育実践指定、効果的な校内研修の実施

##### (2) 外国語教育の推進

中学校3年生までの英検3級の取得率が全国平均を超える

【具体的な施策】外国語指導助手活用、小学校外国語教育充実、中学校外国語教育充実

##### (3) 教師力向上への支援

授業がわかると答える児童生徒の割合や、学校に行くのが楽しいと答える児童生徒の割合がすべて全国平均を超える

【具体的な施策】教職員研修事業、教育課題研究事業、教育活動支援事業

#### 重点2:たのしい学校(安全・安心な学校づくり)

##### (1) 不登校対応

不登校の出現率が全国を下回り、復帰率が県を上回ることを維持しつつ、さらなる改善をめざす

【具体的な施策】小学校不登校対応総合推進事業、中学校不登校対応総合推進事業、不登校児童生徒対策事業、不登校児童生徒訪問指導事業、心の教育推進事業、スクールソーシャルワーカー活用事業

##### (2) いじめ問題対応

いじめの認知件数が全国を上回り、解消率が全国平均を超える

【具体的な施策】生徒指導充実事業、いじめ防止基本方針にもとづく早期発見・早期対応

##### (3) 学校生活充実への支援

学校に行くのが楽しいと答える児童生徒の割合や、自分にはよいところがあると答える児童生徒の割合が全国平均を超える

【具体的な施策】健康増進特別事業、学校問題解決支援事業、教職員研修、教育課題研究

##### (4) 学校安全への支援

日本スポーツ振興センター災害給付対象けが件数の減少

【具体的な施策】セーフスクール推進事業

#### 重点3:久留米版コミュニティ・スクールの推進(学校・家庭・地域の協働)

##### (1) 学習習慣定着への支援

家庭等での学習時間1時間以上と答える割合の向上

【具体的な施策】小学校くるめ学力アップ推進事業、中学校くるめ学力アップ推進事業

##### (2) 地域学校協議会提言実働化への支援

地域学校協議会提言の達成率の向上

【具体的な施策】久留米版コミュニティ・スクール推進事業、PTA団体助成

#### 学校ICT環境整備・活用に関する施策

授業改善への支援、外国語教育の推進、校務支援システムの活用、学習習慣定着への支援

#### その他の施策

食育プログラム研究推進、食育啓発・促進事業、中学校美術教育振興、発達障害総合支援、「1校1取組」運動、キャリア教育推進、久留米シティプラザ活用による文化活動の充実、宮ノ陣クリーンセンター環境交流プラザ活用による環境教育の充実、特別支援学校進路指導の充実、高等学校アクティブ・ラーニングの推進